

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：都市計画道路3・3・10号汀良翁長線街路事業	前再評価年度：平成30年度			
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県	(H21～R5)		
	事業箇所：那覇市	根拠法令：都市計画法	事業期間：H21～R10		
	総事業費(百万円)：10,874	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=1,060m W=30m		
	当路線は、那覇市と中部地域を結ぶ幹線道路である。 現道は2車線しかなく、渋滞が慢性化し、交通事故も多発している状況である。那覇市首里汀良町から西原町境界までを街路事業で、西原町境界から坂田交差点までの区間を道路事業で一体的に整備することにしており、渋滞の緩和及び安全な交通の確保、地域へのアクセス性向上、歩行者の安全確保等効果的かつ迅速な整備効果を図るものである。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的な理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
	・補償内容に対する不満等で、用地取得が難航したため。 ・一括交付金が減額傾向にあり、予算の確保が困難なため。 ・当初計画が長期間(10年間)のため				
4 事業の進捗状況 (R5.3末時点)	項目	事業費(百万円)	整備延長(m)	用地取得(千m ²)	用地取得(筆)
	計画	10,874	1,060	16.9	225
	実施済	6,432	150	7.4	58
	率	59.2%	14.2%	43.8%	25.8%
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得及び工事を推進した				
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R5) (単位：百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少	32,088 6,150 650	① 事業費 ② 維持管理費	10,039 150	
	総便益 基準年換算(B)	38,888 14,115	総費用 基準年換算(C)	10,189 11,674	
	費用便益比 (B/C) = 14115 / 11674 = 1.2				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： -令和元年10月モノレール延長区間が開業。令和5年8月より車両の3両化が開始。 -浦添市、西原町では土地区画整理事業が推進されている。 -平成28年開校中学校が開校し、平成30年2月に通学路としても利用される市道鳥堀12号線が開通している。 ② 地元・自治体： -特になし ③ 利害関係者： -一部難航している地権者がおり、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進める。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線は、中南部地域と那覇市を連結する幹線街路として重要な路線である。しかし、現道は交通量に対して幅員が狭く、交通渋滞が慢性化している状況であることから、交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行空間の形成を図るために早急に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： -当路線の周辺では街路事業として「龍潭線」「城間前田線」「城東城北線」、道路事業「那覇北中城線」「浦添西原線」「幸地インター線」の整備が継続中であることから、事業効果発現のため一連的な整備が必要である。 ③ 事業効果の発現状況： 歩道の整備により一部の区間で安全な歩行空間を確保。また、用地取得に伴い沿道の建替が進んでおり、新たな市街地形成等の効果が発現している				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：現計画のとおり事業を進め、令和10年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：難航用地については、任意交渉と並行して土地収用法による手続を進め、予定の事業期間で完了を目指す。 ③ 執行体制等：現体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・費用対効果の算定に、道路拡幅による避難経路の確保など、災害時の便益も入れられると、地権者の理解が得られやすいのではないか。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画